横浜労災病院臨床倫理委員会規程

（目的）

第１条　病院内における医療活動が臨床倫理の観点から適切なものになることを目指して臨床倫理委員会を設置する。

（２）臨床倫理委員会の活動は、「医師の職業倫理指針」（日本医師会、平成 28 年 10 月改訂）、「世界医師会医の国際倫理綱領」（1949 年採択、2006 年修正）、「患者の権利に関する世界医師会リスボン宣言」（世界医師会、1981 年採択、2005 年修正、2015 年再確認）の趣旨に添い、日本国内の法的及び倫理的規範に基づく。

（役割・責務）

第２条　委員会は、次の任務を行う。

（１）臨床倫理委員会は、臨床において生じる倫理的問題を審議し倫理的観点からの助言を申請者に対して与える。

（２）臨床倫理委員会は院内で広く対応を考える必要がある倫理的事項につき基本方針を定める。

（３）委員会は審議記録を作成し病院長に報告する。

（組織）

第３条 委員は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第４条 委員長は病院長が指名する。

2　副委員長は、委員の中から委員長が推薦し、病院長が指名する。

3　委員長は、委員会を招集し、議長として委員会を運営する。

4　副委員長は、委員長がやむを得ない事情で委員会を欠席する場合には、その職務を代行する。

5　委員長は、原則として毎月第１月曜日に委員会を招集し, 議長として委員会を運営する。

（委員の構成及び会議の成立要件等）

第５条 委員の構成は、次に掲げる要件の全てを満たさなければならず、次の１号から３号までに掲げる者については、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

（１）医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること。

（２）倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること。

（３） 対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること。

（４）委員会の設置者の所属機関に所属しない者が複数含まれていること。

（５）男女両性で構成されていること。

（６）　５名以上であること。

2　病院長は臨床倫理委員会の運営に関する事務を担当する者を総務課から若干名任命する。

3　委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め意見を聞くことができる。
4　委員会の成立は全委員の 3 分の 2 の出席を要件とする。委員以外の者が委員を代理して出席することはできない。
5　委員会は委員の過半数の出席かつ上記１～４要件を全て満たさなければ開催が出来ない。

（委員の責務）
第６条 委員会の委員及びその事務に従事する者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。また、その業務に従事しなくなった後も同様とする。

（下部組織）
第７条 病院長は第 2 条(1) の任務を補助するために、当院において日常的に行われる医療･ケアおよびその関連行為に携わる全ての職員等の医療現場における倫理的問題の解決支援のため臨床倫理コンサルテーションチームを委員会の下部組織として設置し、その詳細を細則に定める。
2 臨床倫理コンサルテーションチームによる検討事例は、翌月の臨床倫理委員会において概要を報告する。

（ケースレビュー）
第８条　本規程第２条(1) に定める任務については、原則として臨床倫理コンサルテーションチームが対応するものであるが、必要に応じて当委員会においても対応することとし、以下に基本的事項及び手続を定める。
2 臨床倫理委員会がケースレビュー（特定の症例あるいは事案についての検討）で扱うことを考慮すべき事項は以下の通りとする。
(1)　終末期状態にある患者の生命維持治療の中止に関すること。
なお，終末期状態とは以下の三つの条件を満たす場合を言う（終末期医療に関するガイドラインより)。
１．医師が客観的な情報を基に、治療により病気の回復が期待できないと判断すること
２．患者が意識や判断力を失った場合を除き、患者・家族・医師・看護師等の関係者が納得すること
３．患者・家族・医師・看護師等の関係者が死を予測し対応を考えること
(2)　生命を脅かす可能性のある診療拒否に関すること。
(3)　その他、委員会で審議する必要があると委員長が判断する事項。
ただし時間的制約等により当委員会による対応が困難な場合、委員長の判断によりこれを臨床倫理コンサルテーションチームに委ねることができる。
上記事項以外の申請については、原則として臨床倫理コンサルテーションチームにより対応する。
3 委員長は臨床現場からの倫理コンサルテーション依頼内容が前項に定める対象に該当し、倫理コンサルテーションチームからの要請がある場合に委員会を招集する。
4 委員会の審議は出席者の合意に基づいて行い、倫理コンサルテーションチームならびに当該

医療者に対して助言を行い、あわせて病院長に報告する。

（記録の作成及び保存）
第 9 条　　臨床倫理委員会は議事録を作成し最低 5 年間保存する。

（庶務）
第 10 条　委員会の庶務は、総務課においてこれを行う。

（改正）
第 11 条 この規程の改正は委員会の審議を経て、病院長の承認を得なければならない。

（委任）
第 12 条　この規程の実施に関して必要な事項は、委員長が病院長の承認を得て別に定める。

附　　則
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。